

平成28年度 社会福祉法人花ノ木 事業報告

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の一部が平成28年4月1日から施行されています。これに伴い、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理、地域における公益的事業の取組実施、介護人材の確保等の積極的な対応が求められています。

法改正に伴う平成28年度中の経営組織の見直し作業としては、定款の変更、評議員の選任などを行いました。

平成28年度事業において、社会福祉法人花ノ木では、公共性の高い非営利法人としての自覚のもと福祉・医療サービスの質の向上を図り利用者の安全・安心な生活を守り、さらに、地域福祉の貢献を、念頭に置きつつ次の事業に取り組みました。

1. 「人権の尊重」

児童福祉の保障の原理及び障害者福祉の基本理念に基づいて個人の尊厳に配慮した良質かつ安心、安全なサービスの提供に努めてきました。

2. 「支援サービスの質の向上」

利用者や家族の思いを十分尊重した生活支援・医療サービス等、細かいサービスの提供に努め利用者の個別支援計画を作成し保護者支援面談を実施し利用者の状況に合った支援を実施しました。

生活支援サービスの向上においては、既存建物附属設備、通園送迎車両の更新等の整備を行い利用者の支援サービスの向上に努めました。

医療支援サービスの向上においては、器具及び備品を計画的に購入し医療サービス環境の充実を図りました。

3. 「社会・地域福祉への貢献」

花ノ木医療福祉センターの人的・物的な資源を活用し、市・町及び関係諸団体との連携を図り、相談支援、地域療育等支援、短期入所、通所事業、児童発達支援事業及び地域情報発信事業を開催するなど、地域福祉の向上に取り組みました。

4. 「施設生活環境の向上」

良質で安心安全なサービスを提供し、利用者の生活環境の充実整備を図るため、病棟増築等工事に平成28年3月14日工事着手し平成29年2月完成しました。

3病棟体制から4病棟体制とし、既存病棟の入所定員を緩和することによって、利用者の医療環境と生活環境の改善に繋がりました。一つの病棟の入所定員が50人であったものを1病棟は39人に、2病棟は37人に、3病棟は39人に、5病棟は35人にそれぞれ改め29年

度から4病棟体制で事業を実施することとしています。

給食調理場は、平成9年に改築してから20年を経過し、施設設備が老朽化してきたため、病棟増築を機に新築し、業務改善と食の衛生管理の向上を図りました。

5. 「人材育成の充実」

医療・福祉サービスの向上を図るため、年間研修計画に基づき、職場研修を実施するとともに、外部の研修に積極的に参加して各専門領域における知識・技術を学び、職員の資質向上に努めました。

6. 「経営、財政の安定」

高い公益性と非営利性を担保し経営及び財政の安定を図り、効果的・効率的な経営の実践に努め適正な予算の執行管理と経費の効率使用を行い、併せて財務情報の公開を実施しました。

平成28年度は、病棟増築及び給食調理場の新設など施設整備事業を実施しましたが、財政的に事業活動収支に影響しないよう特定財源の確保を図り、事業活動資金収支差額114,469千円を確保するとともに8千万円を積立、減価償却累計額を確保しました。

前年度に比較して事業活動収入額は102.5%の増、事業活動支出額は101.1%の増であります。

なお、財政収支に大きな影響を及ぼす人件費ではありますが、職員の処遇改善に努めるとともに適正配置を行い前年度に比較し102.0%の増にとどめることができました。